

**改正**

平成25年2月26日規則第1号

平成26年2月28日規則第3号

令和3年3月30日規則第2号

袋井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、袋井市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年袋井市条例第168号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請等)

**第2条** 政務活動費の交付を受けようとする会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）の代表者は、毎年度、市長に対し議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは市長に対し議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し議長を経由して会派解散届（様式第3号）を提出しなければならない。

(交付の決定)

**第3条** 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった場合は、各会派に交付すべき政務活動費の額を決定し、議長を経由して当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付の請求)

**第4条** 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。

(収支報告書の写しの送付)

**第5条** 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された政務活動費収支報告書（様式第6号）の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

**第6条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調

製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成17年度分の政務調査費から適用する。

(経過措置)

2 合併前の袋井市議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年袋井市規則第4号）又は浅羽町議会政務調査費の交付に関する規程（平成14年浅羽町議会規程第11号）（次項においてこれらを「合併前の規則等」という。）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、合併前の袋井市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年袋井市条例第11号）又は浅羽町議会政務調査費の交付に関する条例（平成14年浅羽町条例第9号）の規定により交付された政務調査費に係る収入及び支出の報告書等については、なお合併前の規則等の例による。

#### 附 則（平成25年2月26日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の袋井市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条から第4条までの規定により提出された政務調査費交付申請書、政務調査費交付変更申請書、会派解散届、政務調査費交付決定通知書及び政務調査費交付請求書は、この規則による改正後の第2条から第4条までの規定により提出された政務活動費交付申請書、政務活動費交付変更申請書、会派解散届、政務活動費交付決定通知書及び政務活動費交付請求書とみなす。

#### 附 則（平成26年2月28日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の袋井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定によ

り提出されている政務活動費収支報告書は、改正後の告示の相当する様式により提出された書類とみなす。

附 則（令和3年3月30日規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）  
様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

年 月 日

袋井市長 様  
（袋井市議会議長経由）

会 派 名  
代表者名

袋井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 会 派 の 名 称

2 会派結成年月日 年 月 日

3 代 表 者 名

4 経 理 責 任 者 名

5 所 属 議 員 数 人（ 年 月 日現在）

6 交 付 申 請 額（ 年度分） 円

様式第2号(第2条関係)  
様式第2号(第2条関係)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

袋井市長 様

(袋井市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

袋井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

異動内容

区 分	新	旧	異 動 年 月 日
会 派 の 名 称			年 月 日
代 表 者 名			年 月 日
経 理 責 任 者 名			年 月 日
所 属 議 員 数	人	人	年 月 日
交付申請額( 年度分)	円	円	年 月 日

様式第3号(第2条関係)  
様式第3号(第2条関係)

会 派 解 散 届

年 月 日

袋井市長 様

(袋井市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

袋井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 解散会派の名称

2 会派の解散年月日 年 月 日

様式第4号(第3条関係)  
様式第4号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

様

袋井市長



政務活動費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について、次のとおり決定したので、袋井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

年度政務活動費交付決定額(年額)

円

様式第5号(第4条関係)  
様式第5号(第4条関係)

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

年 月 日

袋井市長 様  
(袋井市議会議長経由)

会 派 名  
代 表 者 名

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた政務活動費について、  
次のとおり請求します。

請求金額 円  
ただし、 年度分( 月分～ 月分)

振 込 先  
金融機関名  
預金の種類  
口座名義人  
口座番号

様式第6号 (第5条関係)



政務活動費収支報告書

年 月 日

袋井市議会議長 様

会 派 名  
代 表 者 名  
経 理 責 任 者 名

袋井市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、次のとおり  
年度政務活動費の収支報告をいたします。

1 収 入 政務活動費 円

2 支 出

項 目	金 額	備 考
1 調査研究費	円	
2 研 修 費		
3 広 報 費		
4 広 聴 費		
5 要請・陳情活動費		
6 会 議 費		
7 資 料 作 成 費		
8 資 料 購 入 費		
9 人 件 費		
10 事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 円

(注) 備考欄へ主たる支出の内訳を記載するとともに、関係の領収書等を添付すること。